

新時代に対応した高等学校教育の在り方 (これまでの議論を踏まえた論点整理のイメージ)

1. 高等学校を取り巻く現状と課題認識
2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割・在り方
3. 将来の社会像・地域像を見据えた各高等学校の役割の再定義
 - (1) 20 年後・30 年後の社会像・地域像を見据えた高等学校教育の在り方の検討
 - (2) スクール・ミッションの再定義及びミッションに基づく学科の新設・再編
 - (3) スクール・ポリシーの策定及びポリシーに基づく教育実践
 - (4) 地域社会や高等教育機関等の関係機関との協働
4. 学科・課程の特質に応じた教育実践の充実強化
 - (1) 学科の特質に応じた教育実践の充実強化
 - ①普通科
 - ②専門学科
 - ③総合学科
 - (2) 定時制・通信制課程での多様な学習ニーズに応じた取組の推進方策
 - (3) 高等学校通信教育の質保証方策

※ 次回以降のワーキンググループにおいて、具体的な制度設計について更に議論。

1. 高等学校教育を取り巻く現状と課題認識
- 高等学校は、義務教育機関ではないものの、既に進学率が約 99%に達し、今日では中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学する教育機関となっている。それゆえ、高等学校には多様な入学動機や進路希望、学習歴を持つ生徒が在籍している現状があり、これからの高等学校教育の在り方を検討する上では、「高等学校」という画一的なイメージから脱し、在籍する生徒の多様な実情・ニーズに応じて各高等学校において求められる役割を踏まえて検討する必要がある。
 - 高校生の現状の一つとして、その学習意欲に目を向けると、全体的な傾向として、学校生活等への満足度や学習意欲は中学校段階に比べて低下している。高等学校にお

いては、初等中等教育段階最後の教育機関として、生徒一人一人の特性に応じた多様な可能性を伸ばすとともに、高等教育機関や実社会との接続機能を果たすことが求められており、高等学校における教育活動を、高校生の学習意欲等を喚起し、その能力を最大限に伸長するためのものへと転換することが急務である。

高校生の学習意欲が中学校段階に比べて低い理由の一つとしては、必ずしも全ての生徒が自律的に高等学校進学を選択しているわけではなく、学習意欲があまり高くない生徒が入学している現状もあろうが、そうした生徒も含めて受け入れた上で、卒業時点で必要な資質・能力を身に付けるための教育を行うことが今日の高等学校の役割として期待されている現状がある。

- 特に普通科においては、多くの生徒がいわゆる文系・理系に分かれ、2年次以降、特定の教科について十分に学習しない傾向があるとの指摘がある。産業構造や社会システムが「非連続的」とも言えるほどに急激に変化している現代においては、実社会において求められる能力も刻々と変わり続けることから、特定の分野に関する知識・技能だけではなく、多分野に関する理解や、新たなことを学び、挑戦する意欲を学校教育全体の中で育むことが不可欠である。このことが、不確実性の高い時代、そして「人生100年」と言われる時代において、より良い社会と幸福な人生の創り手を育てることにつながる。

専門学科及び総合学科も含め、大学への入学や就職等の高等学校の「出口」のみを目標とした学習ではなく、卒業後の大学等において学びを深めたり、実社会で様々な課題に接したりする際に必要となる力を身に付けるための学習が高等学校3年間を通じて行われなければならない。

- また、これからの高等学校の在り方を検討する上では、我が国の人口動態も踏まえる必要がある。既に、少子化の進行により、高等学校としての教育的機能の維持が困難となっている地域・学校も生じている。人口動態統計の年間推計によると、令和元年の出生数は86.4万人と、統計調査開始以来初めて90万人を下回っており、今後20年・30年の間に一層の少子化が進行することが想定される。

既に地域と協働して高等学校の魅力化に取り組んでいる学校もあるが、現下の少子化の進行状況を踏まえれば、他の地域においても、従来の取組を漫然と続けているだけでは学校教育の質の維持・向上はできないという危機感を持って、高等学校の魅力化に取り組む必要がある。

- 国、各高等学校およびその設置者においては、令和4年度から新しい高等学校学習指導要領が順次全面実施されることを見据えて、早急に上記のような観点を踏まえた取組に着手するべきである。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割・在り方

- 上述のような産業社会や社会システムの激変、少子化の進行や高校生の多様な実態等を踏まえ、これからの高等学校教育のあるべき姿について審議していた最中、世界は新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機的事態に直面した。わずか数か月のうちに世界各国で新型コロナウイルスの感染者が報告され、多くの諸外国において感染が爆発的に拡大する状況が発生し、今もなお、世界各国は深刻な危機に直面している。我が国においても、水際対策の強化が図られるとともに、全国的に感染拡大の傾向が見られること等を踏まえ、4月16日には全都道府県を対象とした「緊急事態宣言」が行われ、不要不急の外出自粛等を通じた人の移動の最小化等の取組が行われたところである。

これらの事態は、我が国や世界を支えてきたグローバル化を前提とする社会経済システムを根底から揺るがすものであり、また、一人一人の生活のスタイルや就労のスタイル、社会とのつながりの有り様など、個人レベルの様々な場面においても、変容が迫られる状況となっている。

- 我が国の学校教育においては3月以降、感染拡大防止のために学校の臨時休業措置が取られ、地域によっては約3か月もの長期にわたって生徒が学校に通えない状況が余儀なくされた。高等学校においては従前より、教室における授業はもとより、地域社会を題材としたフィールドワークや、海外研修等を通じたグローバル人材の育成、実習や実験、実技など、様々な教育活動が展開されてきたところであるが、今般の事態は、こういった高等学校における教育活動全般に影響を及ぼしている状況である。

こうした事態を経験した我々は、これまで当たり前存在していた高等学校の持つ役割、価値を再認識することとなった。高等学校はただ各教科の知識を教授するだけの場ではなく、生徒にとって安心・安全な居場所を提供するという福祉的な機能や、他の生徒と学び合うことで社会性・人間性を育むといった機能を有していることを改めて再確認する契機となった。

- 一方で、高等学校が持つ多面的な機能の重要性が再認識されると同時に、情報技術の進展による社会の変化を背景として、ICTを最大限活用することにより、こういった未曾有の自体により生徒が学校に登校できないという特殊な状況下においても、生徒や保護者の不安に正面から向き合い、安全・安心を確保しつつ、生徒の学びを保障する必要性も身に迫ったものとしてより一層実感されることとなった。

生徒が学校に通えない状況下においても学習の歩みを止めることのないよう、各学校において、オンライン会議システム等を駆使した取組が進められたものの、前例のない事態を前にして、全ての学校で十分な取組が行われたとは言えない状況もある。感染拡大の第二波、第三波が到来する可能性にも備えて、ICT等も活用して、生徒の

学びを十分に保障する、早急な環境の整備が必要である。

- 今般の臨時休業措置のような特殊な状況下において、オンラインで教師と生徒とがつながったり、家庭でタブレットを用いた自学自習をしたりといった学習方法が注目されている一方で、教師から生徒への対面指導、生徒同士の関わり合い等を通じて行われるという学校教育の特質が失われるものではない。

重要なことは、対面指導か ICT かという二元論に陥ることなく、教室における対面指導が効果的なもの、地域社会での学びが効果的なもの、ICT を活用した学習が効果的なもの等を見極め、その最適な組合せを探ることであると考えられる。

- 今がまさに「不確実性の高い時代」である。新型コロナウイルス感染性の状況は刻一刻と変わり、その感染拡大を防ぎながら学校教育活動を確実に進めていくために学校はどうあるべきかという問いに答えられる唯一解は存在しない。そこでは、目の前の事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、また、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を導いていくことが求められる。こうした不確実性の高い社会を生き抜くための力を、高等学校における様々な教育活動を通じて生徒に身につけさせることこそ、今日の高等学校における教育の本質ではないか。

3. 将来の社会像・地域像を見据えた各高等学校の役割の再定義

(1) 20年後・30年後の社会像・地域像を見据えた高等学校教育の在り方の検討

- 現下の技術革新の進展や少子化の進行等を踏まえ、20年後・30年後の社会を見据えて、我が国の高等学校全体としてどのような役割が求められるのか、将来社会と高等学校との関係性について検討することが重要である。

我が国の高等学校が社会から求められる役割を果たすためには、国全体及び各地域において、高等学校卒業時点でどのような資質・能力を有する人材が求められており、そうした人材を育成する高等学校がどの程度の数存在する必要があるかを踏まえなければならない。そうした検討の中で、約7割の生徒が普通科に在籍するという現状をただ是認するのではなく、各学科の在り方の見直しや、普通科、専門学科及び総合学科のポートフォリオの見直しについても検討していくことが必要である。

- 域内の高等学校の在り方について検討する上では、当該地域の人口動態や、経済・産業構造、文化的・地理的要因等の特色を捉えることが必要である。例えば、三大都市圏や地方の中心都市などある程度の人口が集積している地域においては、生徒が通学可能な範囲に多数の高等学校があることから、各生徒が学びたいことを学ぶことのできる環境を整備するため、特色・魅力ある様々な普通科、専門学科、総合学科がバランス良く配置されることが求められる。
- また、将来の社会を牽引する人材を育成するためには、一つの高等学校で提供でき

る学びだけでは必ずしも十分ではなく、国内外の大学、企業等の協力も得ながら、文系・理系にかかわらない高度な学びを提供することが重要であり、一つの学校の中だけで全ての教育活動を完結させるという「自前主義」から脱却し、学校内外の教育資源を最大限活用し、他機関と連携した教育を行うことが必要である。

こうした学びを提供するに当たって必要なリソースは、ともすれば都市部に集中しがちであるが、都市部の高等学校を中心としつつも複数の学校により構成される学校間のネットワークを構築することなどにより、他地域においても同様の学びが得られるような取組を進めることも必要である。

- 一方、中山間地域や離島などに立地する高等学校においては、生徒が自宅から通学可能な唯一の高等学校として、生徒の多様なニーズに応えるための役割が期待される。しかし、小規模な高等学校は自校の教育資源には限りがあり、単独で生徒の多様なニーズの全てに対応することは困難である。このため、地方部においても「自前主義」からの脱却を図り、地域との協働による教育機会の提供や、ICTも活用した複数の学校の協働による教育活動に取り組むことで、小規模校単独ではなし得ない教育実践を様々な教育資源を活用することで可能とすることが求められ、こうした取組を可能とする制度的・財政的措置を講じることが必要である。
- 20年後・30年後の社会像・地域像を見据えた高等学校教育の在り方を検討する上で、特に公立高等学校については、高等学校が地域振興の核としての機能も有するとの意識を持ちながら、地元自治体をはじめとする地域社会の関係機関と意見交換を行い、域内の公立高等学校の配置及び規模の適正化の観点も踏まえ、地域における高等学校教育の在り方に関する検討を行うことが必要である。その際、総合教育会議の議題とすることで、首長部局とも連携した地方公共団体の総合的な方針とすることも有効である。

また、地元自治体においても、市町村の教育振興基本計画や地方創生に係る地方版総合戦略等において地元の公立高等学校に関する記述を盛り込むなど「地元の学校」として位置付けた上で施策を講じることが求められる。

(2) スクール・ミッションの再定義及びミッションに基づく学科の新設・再編

- 将来の社会像・地域像を見据えて各高等学校の在り方を検討するときには、社会や地域の実情や在籍する生徒の姿を踏まえながら、各学校が育成を目指す資質・能力を明確に設定することが重要である。しかし、現在各高等学校に掲げられている学校教育目標は、ともすれば抽象的で特徴が分かりにくい、教職員の間でも強く意識されていない、校内外への共有・浸透が十分ではないといった指摘もある。
- 各高等学校が育成を目指す資質・能力を明確にするために、各学校の設置者が、各

学校や所在する自治体等と連携しつつ、在籍する生徒の状況や学校の歴史、現在の社会や地域の実情を踏まえて、また、20年後・30年後の社会像・地域像を見据えて、各学校の存在意義や各学校に期待されている社会的役割をスクール・ミッションとして再定義することが必要である。

- 高等学校によっては、単一の役割だけではなく、複数の役割が期待される学校もあるであろう。特に、上述のとおり中山間地域や離島などに立地する高等学校においては、地域に唯一の高等学校として、多くの役割を担う必要があるものもある。（普通科のスクール・ミッションについては4.（1）①において後述）

なお、スクール・ミッションの再定義に当たっては、域内の学校間の学力差がある現状を固定的なものとするために行うものではないことに留意が必要である。

- 特に公立高等学校については、高等学校が地域振興の核としての機能も有するとの意識を持ちながら、地元自治体をはじめとする地域社会の関係機関と意見交換を行い、域内の公立高等学校の配置及び規模の適正化の観点も踏まえ、地域における高等学校教育の在り方に関する検討を行うことが必要である。

その際、学校運営協議会の設置が努力義務化されていることも踏まえ、学校運営協議会において地域社会の参画・協力を得て、協議を行うことも考えられる。

（3）スクール・ポリシーの策定及びポリシーに基づく教育実践

- 再定義されたスクール・ミッションを画餅にしないためには、各学校において育成すべき資質・能力を明確化・具体化し、実際の教育改善に結実させることが不可欠である。その際、高等学校教育の入口から出口までの教育活動について、一貫した体系的なものに再構成するため、

- ①入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）
- ②教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）
- ③卒業の認定に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）

の3つのポリシー（「スクール・ポリシー」と総称）を策定し、整合性のある3年間の教育活動の指針とする必要がある。

- スクール・ポリシーの策定に当たっては、スクール・ミッションの策定と同様に、学校や地域の実情等を踏まえて、必要に応じて在籍する生徒や保護者、地域住民等、地域や産業界、関係団体等の意見も聞きながら検討を進めることも有効である。その際、公立の高等学校においては、学校運営協議会の場で協議を行うことも考えられる。
- 高等学校の入口から出口までの教育活動を一貫した方針で実施するに当たっては、校長をはじめとする管理職を中心に、教科等や学年の垣根を超えてカリキュラム・マ

ネジメントを学校全体で行うことが必要である。そのためには、校内の組織や校務分掌の在り方を見直し、積極的な整理・統合を進めるなど、校内の組織編制を改善し、学校組織を活性化するための教職員体制の構築が必要である。その際、特に大規模校においては、校長とともに学校全体を俯瞰して業務に従事する管理職の役割が一層重要になってくると考えられる。

なお、公立高等学校においては毎年一定規模の教職員の人事異動が行われるところ、地域・学校によっては校長の在職年数が短く、リーダーシップを発揮した取組を行いくいと指摘もある。公立学校における教員人事の流動性の意義を十分に踏まえつつ、スクール・ポリシーに基づく教育活動の一貫性・継続性を担保する観点から、校長の在職年数を一定程度確保する工夫も必要である。

- また、こうした方針の下で行われる個々の授業についても日々の改善が求められる。授業改善に当たっては、カリキュラム・ポリシーの下で編成された教育課程によって育成されるべき資質・能力が、一人ひとりの生徒の中に育まれているかを的確に把握することが不可欠である。また、我が国の学校文化の特長である教員同士の同僚性・協働性を生かした組織的な授業改善を進めることも効果的であり、各学校における授業改善のための組織的な体制整備も必要となる。

(4) 地域社会や高等教育機関等の関係機関との協働

- 各高等学校においては、各学校が掲げるスクール・ミッションや実情等に基づき、特色・魅力ある教育実践を展開するための方策として、地域社会や高等教育機関、企業等の関係機関と協働することが求められる。もとより、子供たちの資質・能力は学校だけで育まれるものではないことから、一つの学校で全てを完結させるという「自前主義」から脱却し、関係機関にも開かれた教育実践が行われる必要がある。

各学校のスクール・ミッションや実情等に応じた協働体制としては、例えば、以下のような取組が考えられる。

(例)

- ・地域を支えるために必要となる力の育成をスクール・ミッションに掲げる学校においては、学校運営協議会の設置や地域学校協働本部の活動に加え、いわゆる「コンソーシアム」(高等学校と地方公共団体、産業界、高等教育機関、NPO 法人等との協働体制)を構築し、地域を題材とした探究的な学びを提供
- ・国内外の社会課題の発見・解決に向けて対応できるリーダーの育成をスクール・ミッションに掲げる学校においては、国内外の高等教育機関や高等学校、企業等との連携・協働体制の構築により、文理にとらわれない高度な学びを提供
- ・職業教育を主とする専門学科においては、近年の急速な技術革新を見据えて最先端の実践的な職業教育を進めるため、企業や地元商工会、県・市町村行政、高等教育

機関等との連携の強化

- ・不登校や中途退学経験者、特別な支援を要する生徒、日本語の指導を要する生徒など、多様な背景を持つ生徒が多く在籍する学校においては、市町村の教育相談機関、医療機関、多文化共生センター、福祉事務所、NPO 法人等の関係機関との連携の強化を図り、一人ひとりのニーズに応じた教育支援を提供

○ 関係機関と協働した教育実践に関し、文部科学省においては、令和元年度より、「地域との協働による高等学校教育推進事業」及び「WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業」によって、高等学校と地域社会や高等教育機関等との協働について推進している。各高等学校がそれぞれの特色化・魅力化に向けた取組を進めるためには、高等学校が関係機関と連携し、協働体制を構築しながら、生徒のそれぞれの将来の実現に向けた教育活動を展開することが必要である。こういった取組を希望する学校が特色化・魅力化に向けた取組をより一層実現できるよう、更なる支援策を検討することが必要と考えられる。

○ また、公立高等学校においては学校運営協議会を設置し、地域社会の参画・協力を得て、学校運営の改善を図り、学校の活性化や教育の質の向上に努めることが望まれるほか、地域学校協働活動と一体的に取り組むことで、地域社会と連携・協働する教育活動の更なる充実が期待される。

○ 関係機関との協働に当たっては、地域の実情に応じてコンソーシアムという「組織対組織」の形でのつながりを作ることが重要である。「個対個」の繋がりではその場限りその年限りの教育実践になりかねず、高等学校3年間を通じた教育課程を編成・実施する観点からは、「組織対組織」の協働を進めていく必要がある。

その際、新たに協働する組織・機関を開拓することは現状の教職員体制では対応できる教職員にも限りがあるため、多機関協働をコーディネートする体制の構築が必要である。

○ なお、地域社会と協働した教育活動の推進に当たっては、高校生が地域を題材として探究的な学びを提供することによって、自身が地域社会をより良くすることができるとの実感を持つことができ、卒業後の当該地域への定着にも繋がりうるが、高校生が卒業後に域内で進学・就職することのみを成果と捉えることは一面的な考え方である。

重要なことは、高等学校における学びの中で地域社会とのつながりを実感し、主体性を持って学び、社会と関わることのできる人材を輩出することである。その結果として、当該地域において進学・就職する生徒もいれば、一度地域を離れて様々な経験をする生徒もいることになるであろう。

- 高等教育機関と協働した教育活動の推進に当たっては、現行制度においても大学等の科目を履修した場合に、生徒が在籍する高等学校の卒業に必要な単位数に含めることができるが、こうした制度の更なる活用方策や、大学等と協働して高等学校の教育課程を開発することについても検討が必要である。

4. 学科・課程の特質に応じた教育実践の充実強化

- 上述の内容は、学科・課程の別にかかわらず、共通して取り組まれるべきものであるが、各学科及び課程の特質に応じた取組についての検討が必要である。

(1) 学科の特質に応じた教育実践の充実強化

① 普通科

- 高校生の約7割が在籍する普通科においては、大学や産業界等との連携の下で様々な教育を展開したり、地域社会の課題解決に貢献する活動を実践したりと先進的な取組を進める学校が存在する一方で、生徒の能力や興味・関心等を踏まえた学びの提供という観点で課題があるとの指摘もなされている。

- 普通科は、ともすれば「普通」の名称から一斉的・画一的な学びの印象を持たれやすいが、生徒や地域の実情に応じた特色化は普通科においても当然に求められるものである。普通科を含めた高等学校の特色化を促進するため、各学校の設置者が参照可能なスクール・ミッションの例を示すことも求められるところ、高等学校に求められる役割としては、例えば以下のようなものが考えられる。

(例)

- ・自らのキャリアをデザインする力の育成
 - ・グローバルに活躍するリーダーや、国内外の社会課題の発見・解決に向けて対応できるリーダーとしての素養の育成
 - ・サイエンスやテクノロジーの分野等において飛躍知を発見するイノベーターとしての素養の育成
 - ・スポーツや文化芸術の分野で活躍するために必要となる素養の育成
 - ・我が国の経済社会の活力を維持し、成長分野の発展を担うために必要となる素養の育成
 - ・地域への課題意識を持ち、地域ならではの新しい価値を創造し、地域を支えるために必要となる力の育成
 - ・多様なニーズに対応した教育機会の提供による一人一人の能力・可能性の伸長
 - ・これからの時代においても求められる教養教育の提供
- また、現行法令上、「普通教育を主とする学科」は普通科のみとされているが、

約7割の高校生が通う学科を「普通科」として一括りに議論するのではなく、それぞれの特色化・魅力化に係る取組を進めるため、スクール・ミッションに基づく取組を可視化し、情報発信を強化する観点から、「普通教育を主とする学科」の種類の弾力的・大綱的な措置をとることが考えられる。

② 専門学科

- 職業教育を主とする学科を置く高等学校（以下「専門高校」という。）においては、スクール・ミッション及びスクール・ポリシーの策定及びそれに基づく高等学校教育の実践に当たり、地域の産業界を支える職業人育成という専門高校に期待される役割を踏まえていくことが求められる。

農業、製造業、漁業等の地域産業の根幹における後継者不足問題や、技術革新・産業構造の変化、グローバル化等、社会の急激な変化に伴い、専門高校での修得が期待される資質・能力も変わってきており、今後とも大きく変わることが考えられる。こうした中、専門高校において、地域を支える最先端の職業人育成を担っていくには、加速度的な変化の最前線にある地域の産業界で直接的に学ぶことができるよう、産業界と高等学校と一体となった、社会に開かれた教育課程の推進が重要である。

具体的には、これまでの県の教育委員会や高等学校主導の、企業との連携等から進化し、商工会等の産業界を核として、地域の産官学の関係者が一体となり、将来の地域産業界の在り方を検討し、その検討の中で、専門高校段階での人材育成の在り方を整理し、それに基づく教育課程の開発・実践が考えられる。

- これまでスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール等の委託研究に取り組んだ専門高校においては、委託終了後も成果を生かし、最先端の職業教育を実践するロールモデルとしての取組の進化が期待される。また、他の専門高校においても、こうした学校との連携を図ること、さらに、これらの取組に際しては、地域の産業界や地元市町村と一体として行うことが重要である。そのことにより、社会に開かれた職業人育成の教育課程の推進、地域を支える職業人材の持続的な育成、ひいては、地域産業界の持続可能な活性化が期待される。
- こうした最先端の職業教育を行う上では、企業と一体となった教育課程とともに、教師の資質能力と施設・設備もアップデートが絶えず図られなければならない。施設・設備の充実には、教育委員会等の学校の設置者による計画的な整備、そしてそれを支える国や地方公共団体における財政的措置の充実が重要である。加えて、産業界と協働し、地元企業等の施設を学びの場として活用することや、ふるさと納税の活用等、様々な工夫での地元ニーズに合った最先端の施設・設備の整備も考えられる。

- また、専門高校を卒業後に大学や専門学校等に進学する生徒も少なくないことから、地域の産業界を支える実践的な職業教育を中核としつつも、高等教育機関等と連携し、先取り履修等の取組の推進も考えられる。また、地域の産業界、行政が一体となって考える地域の将来構想においては、専攻科制度の活用や高等専門学校への改編も視野に入れた、必ずしも3年間に限らない教育課程の開発・実施や、高等教育機関と連携した一貫した教育課程の開発・実施の検討も考えられる。
- なお、専門高校の教育の実態については、中学生、その保護者、教師等の関係者の中で十分に理解されていないとの指摘もあり、中学生の自律的・主体的な進路選択及び高校での学びの実現の観点からも、専門高校の教育内容、最先端の学びを主体的に行っている生徒の実像の発信強化も望ましい。文部科学省や地方公共団体においては、産業界の関係団体とも連携して、魅力発信を進めることが必要である。
- 専門学科については、職業教育を主とする専門学科以外にも、特定の分野における専門的な人材の育成や、普通教育に関する教科・科目のうち高度な内容のものを履修させるものとして、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係、その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科（「探究科」等）が設けられている。これらの学科においては、学問の高度化や専門化を踏まえ、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばすために、高度かつ専門的な科目の教育を履修させることとなっている。
 こうした専門学科においても、スクール・ミッションやスクール・ポリシーに基づく教育を学校・学科全体で実現することが必要であり、普通科の特色化・魅力化の取組にも留意しつつ、当該専門分野の教科・科目を中心に据え、教育課程全体を構造化し、高度で特色ある教育を一層進めていく必要がある。

③ 総合学科

- 総合学科については、各学科に共通する必修教科・科目等に加えて、「産業社会と人間」を原則として1年次に履修することや、多様な開設科目から科目選択が可能であること、単位制による課程を原則とすることなどがその特徴として挙げられ、これらを通じて、生徒の自己の進路への自覚を深め、生徒の個性を生かした主体的な学習を促す教育活動が展開されてきた。
- 近年の技術革新に伴い、産業界で必要な専門知識や技術が日々変化している現代においては、特定の専門分野のみならず様々な分野に関する知識・技術が求められる。総合学科において自分とは異なる興味・関心を持つ友人と共に多様な科

目を履修することで、自分の進路を見つめ直しつつ、多様な分野に関する知識・技能や異分野とコラボレートする姿勢といった、これからの時代に求められる資質・能力を育成することが期待されている。

○ 地方部の高等学校においては、生徒が自宅から通学可能な唯一の高等学校として、生徒の多様なニーズに応えるための役割が期待されるものもあり、多様な科目開設が可能な総合学科として教育活動を展開することも考えられる。

○ 多様な開設科目という総合学科の特徴を生かすためには、科目選択が生徒の主体性に基づいて行われる必要があるが、そのためには授業を通じて、生徒の目的意識や将来への自覚を高める必要がある。

このため、総合学科の原則履修科目となっている「産業社会と人間」を核として、他の教科等との繋がり及び2年次以降の学びとの接続を意識した教育課程を編成することが必要である。また、3年間の授業を系統的に実施する上では、卒業年次に課題研究を行うなどの取組も有効である。

○ 一方で、多様な科目が開設されるという総合学科の強みは、担当教員の負担感が大きくなることにもつながりかねない。学校における働き方改革を推進していく中で、多様な科目開設を実現するための仕組みが不可欠であり、自校では開設できない科目について、ICTも活用して他の高等学校の科目を履修して単位認定する仕組みの活用を推進することも必要である。

○ また、総合学科の特色を生かした教育実践を展開するためには、総合学科の理念やシステムに関する教職員の理解が求められるところ、特に公立高等学校においては人事異動によって毎年度教職員が入れ替わっていることも踏まえ、新たに総合学科を担当する教員に対する支援が必要である。

例えば、教育委員会の指導主事によるアドバイス、学校内における主幹教諭や指導教諭、主任等による指導力向上のための取組といったいわゆる OJT や、校内研修、教育委員会等が実施する集合研修などをバランス良く組み合わせた取組が求められる。

(2) 定時制・通信制課程での多様な学習ニーズに応じた取組の推進方策

○ 高等学校の定時制・通信制課程では、勤労青年のみならず、全日制課程の中退者や不登校経験がある生徒、外国籍生徒、精神疾患や発達障害など特別な配慮を必要とする生徒、非行・犯罪歴を有する生徒など、多様な生徒が在籍している。

○ こうした中で、定時制・通信制課程では、多様な生徒が入学している実態にきめ細かく対応し、個々の生徒の状況に応じた学習活動や日々の生徒指導、教育相談、将来

を見通した進路指導など、多様な生徒の学習形態や進路希望に対応した教育活動が行われているところであり、平成30年度文部科学省委託事業「定時制・通信制課程における多様なニーズに応じた指導方法等の確立・普及のための調査研究」の報告書(平成31年3月 全国定時制通信制高等学校長会)では、①不登校生徒、中途退学を経験した生徒のニーズ、②特別な支援を必要とする生徒のニーズ、③外国籍生徒、日本語の指導が必要な生徒のニーズ、④経済的に困難を抱える生徒のニーズ、⑤非行・犯罪歴を有する生徒のニーズ、の5つに分類した上で、各ニーズに応じた特色ある取組を整理・分析している。

- このような多様な生徒への指導方法は、決して一様なものではなく、生徒の実態に応じてきめ細かく対応することが求められるものであり、これまでも各学校現場においては、教職員の弛まぬ努力の下で、一人一人の生徒が高等学校卒業後にも希望を胸に前に進んでいくことができるよう、創意工夫に満ちた取組が日々実践されていることが確認できる。
- こうした状況を踏まえれば、定時制・通信制課程においては、今後とも生徒一人一人の学習ニーズに応じた教育活動をより一層推進していくことが期待されるものであり、SC・SSW等の専門スタッフの充実や、大学、専門学校等の高等教育機関や企業、ハローワーク等との連携促進、学び直しなど補習等の支援や外部との連携・協働を行うための職員の配置促進等を更に図っていくことが望ましいものと考えられる。加えて、多様な学習ニーズに応じてより一層きめ細かく対応していくことができるよう、ICT機器を効果的に利活用した指導方法等の在り方を等について検討を行い、必要な方策を講じていくことが考えられる。
- さらには、定時制・通信制課程は、全日制課程と同等に、中学校卒業後のほぼ全ての者が進学し、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける、初等中等教育最後の教育機関として、高校生が身に付けるべき知識及び技能や思考力、判断力、表現力等の確実な定着を図り、高校生一人一人の能力を最大限引き出していくことが重要であると考えられる。その際には、地域や社会の実情はもとより、生徒一人一人の学習ニーズを的確に踏まえた上で、各学校の特色に応じた学校教育活動のPDCAサイクルを確立させていくことが重要であると考えられる。
- とりわけ通信制課程においては、必要最低限の基準として規定される高等学校通信教育規程の基準を満たすことはもとより、絶えずその水準の向上を図ることが求められるものの、こうした多様な生徒が入学している実態を踏まえた教育環境が十分に整備されているとは言い難い学校もあることから、時代の変化・役割の変化に応じて満たすべき教育環境の水準も変化してきていることを踏まえ、多様な生徒にきめ細かく対応するために確保されるべき教育環境の基準等について検討を行い、必要な方策を

講じていくことが考えられる。

(3) 高等学校通信教育の質保証方策

- 通信制高等学校は、教育基本法、学校教育法、高等学校学習指導要領、高等学校通信教育規程等の関係法令を当然に順守するとともに、ガイドラインをしっかりと踏まえた上で学校運営や教育活動を実施することが求められる。

これまでのガイドラインの策定及び周知や点検調査等の取組により、学校運営や教育活動の改善に向けての取組が浸透する一方で、未だに不適切な学校運営や教育活動を行っている学校も少なからず見られるところである。さらには、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づき、自己評価の実施及び結果公表が義務付けられ、学校関係者評価の実施及び結果公表に努めることとされているものの、当該法令を踏まえた取組が必ずしも十分でない学校が見られるところである。

- こうした現状を踏まえ、関係法令やガイドライン等について、不適切な解釈が生じることのないよう、改善を図るべき事項を具体的かつ明示的に示すため、ガイドラインの更なる改訂等を行うことが考えられる。また、ガイドラインを踏まえた主体的な学校運営改善を推進する観点から、ガイドラインに基づく自己点検の実施及び結果の公表を求めることが考えられる。併せて、国においては、各学校が自己点検を実施する際に参考とすることができるよう、共通の自己点検項目や自己点検基準等を整理した「自己点検チェックシート」（仮称）の策定を行うことが考えられる。

加えて、公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図るため、教員組織や教育課程に関する情報、生徒の修学に関する情報、学習環境に関する情報、サテライト施設の活動実態など、通信制高等学校の教育活動の基本的な状況について、情報の公開を各学校に義務付けることが考えられる。さらには、学校運営や教育活動の更なる適正化を図る観点から、外部の専門家を中心とした評価者による第三者評価の活用を促進していくことが考えられる。

- とりわけ、広域通信制高等学校の中には、実施校（本校）の他に、全国に多数のサテライト施設を展開し、所轄庁（都道府県等）の区域を越えて教育活動や生徒募集活動等を実施している実態があるものの、こうしたサテライト施設で行われる教育活動等については、未だに高等学校通信教育を担うに適切と考えられる教育環境が確保されているか疑わしいものも存在する。
- こうした広域通信制高等学校の展開するサテライト施設に関する現状を踏まえ、その適切な教育環境を確保するため、サテライト施設に対する実施校としての責任を明確にするとともに、その責任を全うするために、例えば実施校が各サテライト施設に

対する実地調査を含めた実態調査や連絡会議等を定期的を実施する等により、各サテライト施設における高等学校通信教育に関連する活動状況を把握・管理することが当然に求められるものであることを明確にすることが考えられる。

- また、こうしたサテライト施設のうち面接指導又は試験を実施する施設（面接指導等実施施設）については、都道府県において独自の設置認可基準を設けているところもあれば、そうでないところも存在しており、面接指導等実施施設に求められる教育環境の水準は都道府県によって差異があるものとなっているところ、学習指導要領に規定される面接指導等を十分に行うために相応しい適切な教育環境を確実に整備する観点から、その基準の在り方など、必要な方策について検討を行うことが考えられる。さらには、広域通信制高等学校が面接指導等実施施設を展開し、所轄庁の区域を越えて教育活動を実施する場合には、面接指導等実施施設が設置されることになる都道府県側も何らかの関与ができる方策について具体的な検討を行い、必要な方策を講じていくことが考えられる。
- 通信制高等学校は、戦後、勤労青年等に高等学校教育の機会を提供するものとして制度化された一方で、近年においては、就労経験のない生徒が半数を超えるとともに、入学する生徒の能力、適性、興味・関心等も多様化し、入学段階での実態も卒業後の進路も、抱える課題等も様々なものとなっている。こうした制度創設当初からの実態の変化を十分に踏まえ、以上に述べてきたような高等学校通信教育の質保証方策をまずもって検討し、初等中等教育最後の教育機関として相応しい教育環境を確実に担保することが考えられる。なお、そうした高等学校通信教育の質保証を大前提とした上で、近年の情報通信技術の急速な進展に伴い、高等学校通信教育の質を飛躍的に向上させ得るような、先端技術を効果的に利活用した新しい学びの形が生まれてきていることを踏まえ、通信制高等学校における先端技術を効果的に利活用した新しい学びの在り方について検討することが考えられる。